

吹田市自転車駐車場条例施行規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(一時使用の使用料の納付時期等)</p> <p>第4条 <u>自転車駐車場を一時使用する者は、有人管理駐車場（自転車等の入出場を管理する者を常駐させる自転車駐車場をいう。以下同じ。）を使用する場合にあつては自転車等を入場させるときに、それ以外の自転車駐車場を使用する場合にあつては自転車等を出場させるときに、使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 一時使用の使用料の額は、1の入出場可能時間を1日として計算する。</u></p>	<p>(一時使用の使用料の納付時期等)</p> <p>第4条 有人管理駐車場（自転車等の入出場を管理する者を配置する自転車駐車場をいう。以下同じ。）<u>を一時使用する者は、自転車等を入場させるときに使用料を納付しなければならない。ただし、自転車等の入出場を管理する者が不在のときその他自転車等を入場させるときに使用料を納付することができないときは、自転車等を出場させるときに使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 有人管理駐車場以外の自転車駐車場を一時使用する者は、自転車等を出場させるときに使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 一時使用の使用料の額は、1の入出場可能時間を1日として計算する。</u></p>

現 行			改 正 案		
別表			別表		
自転車駐車場の名称	入出場可能時間	駐車自転車等の種類	自転車駐車場の名称	入出場可能時間	駐車自転車等の種類
J R 吹田駅前中央自転車駐 車場	午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	自転車及び原動機付 自転車	J R 吹田駅前中央自転車駐 車場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車及び原動機付 自転車
J R 吹田駅前西自転車駐車 場	午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	自転車及び原動機付 自転車	J R 吹田駅前西自転車駐車 場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車及び原動機付 自転車
J R 吹田駅前北自転車駐車 場	午前 4 時 3 0 分から翌日午 前 1 時 3 0 分まで	自転車及び原動機付 自転車	J R 吹田駅前北自転車駐車 場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車及び原動機付 自転車
J R 岸辺駅前北自転車駐車 場	午前 5 時から翌日午前 1 時 まで	自転車	J R 吹田駅前北第 2 自転車 駐車場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車、原動機付自 転車及び自動二輪車 (総排気量 0.125 リ ットル以下のものに 限る。)
阪急吹田駅前東第 1 自転車 駐車場	午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	自転車	J R 岸辺駅前北自転車駐車 場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車
阪急吹田駅前東第 2 自転車 駐車場	午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	自転車	阪急吹田駅前東第 1 自転車 駐車場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車
阪急吹田駅前西第 1 自転車 駐車場	午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	自転車及び原動機付 自転車	阪急吹田駅前東第 2 自転車 駐車場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車
阪急吹田駅前西第 2 自転車 駐車場	午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	自転車	阪急吹田駅前西第 1 自転車 駐車場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車及び原動機付 自転車
阪急吹田駅南自転車駐車場	午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	自転車	阪急吹田駅前西第 2 自転車 駐車場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車
阪急豊津駅前南第 1 自転車 駐車場	-----略-----		阪急吹田駅南自転車駐車場	午前 0 時から午後 1 2 時ま で	自転車
阪急豊津駅前南第 2 自転車 駐車場	-----略-----		阪急豊津駅前南第 1 自転車	-----略-----	
阪急豊津駅前北自転車駐車 場	午前 4 時 3 0 分から翌日午 前 0 時 4 5 分まで	自転車			

現 行			改 正 案		
阪急関大前駅中央自転車駐 車場	午前6時30分から午後 10時まで	原動機付自転車及び 自動二輪車	駐 車 場		
阪急関大前駅東自転車駐 車場	午前6時30分から午後 10時まで	自転車	阪急豊津駅前南第2自転 車駐 車 場	-----略-----	
阪急関大前駅西自転車駐 車場	午前6時30分から午後 10時まで	自転車	阪急豊津駅前北自転車駐 車 場	午前0時から午後12時 ま で	自転車
阪急千里山駅前東自転車 駐 車 場	午前4時30分から翌日午 前0時45分まで	自転車、原動機付自 転車及び自動二輪車	阪急関大前駅中央自転車 駐 車 場	午前0時から午後12時 ま で	原動機付自転車及び 自動二輪車
阪急南千里駅前西第1自 転車駐 車 場	-----略-----		阪急関大前駅東自転車駐 車 場	午前0時から午後12時 ま で	自転車
阪急山田駅前南自転車駐 車 場	-----略-----		阪急関大前駅西自転車駐 車 場	午前0時から午後12時 ま で	自転車
阪急北千里駅前東第1自 転車駐 車 場	午前6時30分から午後 10時まで	自転車及び原動機付 自転車	阪急千里山駅前東自転車 駐 車 場	午前0時から午後12時 ま で	自転車、原動機付自 転車及び自動二輪車
阪急北千里駅前東第2自 転車駐 車 場	午前6時30分から午後 10時まで	自転車	阪急南千里駅前西第1自 転車駐 車 場	-----略-----	
阪急北千里駅前南自転車 駐 車 場	午前6時30分から午後 10時まで	自転車	阪急山田駅前南自転車駐 車 場	-----略-----	
阪急北千里駅前北自転車 駐 車 場	午前6時30分から午後 10時まで	自転車及び原動機付 自転車	阪急北千里駅前東第1自 転車駐 車 場	午前0時から午後12時 ま で	自転車、原動機付自 転車及び自動二輪車 (総排気量0.125リ ットル以下のものに 限る。)
江坂公園自転車駐 車 場	-----略-----		阪急北千里駅前東第2自 転車駐 車 場	午前0時から午後12時 ま で	自転車
江坂駅前中央自転車駐 車 場	-----略-----				
江坂駅前西自転車駐 車 場	午前6時30分から午後 10時まで	自転車			

現 行			改 正 案		
北大阪急行桃山台駅前東第1自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車及び原動機付自転車	阪急北千里駅前南自転車駐車場	午前0時から午後12時まで	自転車
北大阪急行桃山台駅前東第2自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のものに限る。）	阪急北千里駅前北自転車駐車場	午前0時から午後12時まで	自転車及び原動機付自転車
南高浜自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで。ただし、係留式駐車場の部分については、午前0時から午後12時まで	自転車及び原動機付自転車	江坂公園自転車駐車場 江坂駅前中央自転車駐車場	-----略-----	
備考 この表の規定にかかわらず、有人管理駐車場（JR吹田駅前北自転車駐車場及び江坂公園自転車駐車場を除く。）に限り、入出場可能時間以外の時間においても、自転車等を出場させることができる。			江坂駅前西自転車駐車場	午前0時から午後12時まで	自転車
			北大阪急行桃山台駅前東第1自転車駐車場	午前0時から午後12時まで	自転車及び原動機付自転車
			北大阪急行桃山台駅前東第2自転車駐車場	午前0時から午後12時まで	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のものに限る。）
			南高浜自転車駐車場	午前0時から午後12時まで	自転車及び原動機付自転車